

「見積依頼書」・「見積書」のチェックポイント

1 機械装置の見積金額に含まれるもの

次に示す、機械装置の「運搬費」と「軽微な据付費」は、装置の金額に含めることができます。

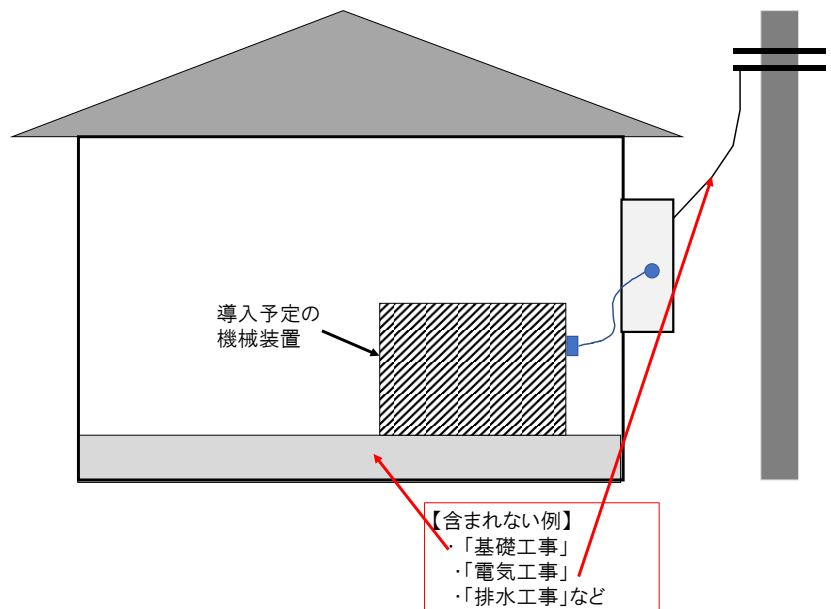
- (1) 機械装置の「運搬費」
- (2) 機械装置と一体で捉えられる「軽微な据付費用」

※この場合、見積書に「運搬費及び軽微な据付費を含む」と記載してください。

2 機械装置の見積金額に含まれないもの

次に示すような付帯工事は補助対象となりませんので見積金額から除外してください。

- (1) 既存設備の解体・撤去工事
- (2) 据付場所の基礎工事
- (3) 1次側電気工事
- (4) 排水工事、・・・等



3 中古設備の見積書について

- (1) 見積書が「3者」以上必要です。
- (2) 見積書全てに「型式」と「製造年」を明示してください。

4 特注品の見積書について

仕様書または図面を添付してください。

5 見積書の「件名」について

工事名ではなく、設備名で見積書を徴取してください。

見積書徴取のポイント

■見積書(原本)

見積書

2021/7/1

株式会社〇〇御中

- ・ 見積有効期限 3カ月
- ・ 納期:発注後3カ月
- ・ 納入場所 (株)〇〇 ××工場

株式会社AA 印

機械A101 } 8,000,000
機械B202 } 2,000,000
据付費・輸送費を含む

合計:10,000,000
(消費税別途)

(注1)見積有効期限、納期、納入場所は具体的か

- ・ 発注時に見積の有効期限外の場合は、再度取り直しになります。
- ・ 納期は具体的な期日を記載していること。

(注2)機械装置がカタログと一致しているか

- ・ 見積書の「型式」が、カタログと同一かどうか。

(注3)補助対象“外”経費が含まれていないか

- ・ トレーニング費、基礎工事等は、補助対象外です。
- ・ 補助対象“外”経費が含まれている場合、見積書の再提出は必要ありませんが、補助対象経費から差し引く必要があります。

(注4)「値引額」の記載がないか

- ・ 値引額の記載により機械装置の単価が不明となる場合は不可です。

■相見積書(原本)

- ・ 税抜き単価50万円以上の場合は、相見積書が必要です。
- ・ 中古品の場合は、製造年月日、性能が同程度の中古品の見積書と、2社以上の相見積書が必要です。

相見積書

2021/7/2

株式会社〇〇御中

- ・ 見積有効期限 3カ月
- ・ 納期 発注後2カ月
- ・ 納入場所 (株)〇〇 ××工場

株式会社BB 印

機械A101 } 8,500,000
機械B202 } 2,300,000
据付費・輸送費を含む

合計:10,800,000
(消費税別途)

(注1)見積書の機械装置の単価より高い金額か

(注2)補助対象“外”経費が含まれていないか

- ・ トレーニング費、基礎工事等は、補助対象外です。
- ・ 補助対象“外”経費が含まれている場合、見積書の再提出は必要ありませんが、補助対象経費から差し引く必要があります。

(注3)機械装置がカタログと一致しているか

- ・ 見積書の「型式」が、カタログと同一かどうか。